

何が変わる?

4月から始まる新しい個人情報保護制度

目黒区行政情報マネジメント課

(☎5722-9622、☎5722-8674)

区の個人情報保護制度は、平成元年6月から個人情報保護条例を施行し、区民の皆さんの個人情報の保護に努め、自己に関する個人情報の開示・訂正などを求める区民の皆さんの権利を保障してきました。

令和5年4月1日から、区の条例に基づく個人情報保護制度から、国の個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)に基づく制度に切り替わります。詳細は区HP(コード①)をご覧ください。お問い合わせください。

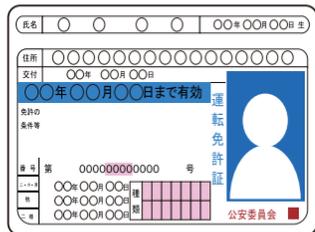


個人情報とは

個人情報とは、生存する個人に関する情報で、氏名・生年月日などにより特定の個人を識別することができる情報を言います。

この他、政令・規則で定められた番号、記号、符号などで、特定の個人を識別できる情報を、個人識別符号といい、個人識別符号が含まれる情報は個人情報となります(マイナンバーや免許証番号など)。

個人情報の例



氏名、住所、生年月日ほか



顔や指紋認証データ、虹彩・声紋・静脈データほか



保険証番号やパスポートなどの文字・番号・記号

新しい個人情報保護制度のポイント

主なポイント

①国の法律に基づく個人情報保護制度に切り替え

目黒区を含む地方自治体の個人情報保護制度は、国の法律である個人情報保護法に基づく制度に切り替わります。

②区の個人情報の管理などは引き続き適切に実施

利用目的の明示や安全管理措置など、これまでと同様に適切に実施していきます。

③委託事業者などへの適切な指導・監督

区が行う業務を委託する場合などは、個人情報の適正な管理や安全保護の措置を講じさせ、区は指導・監督していきます。

④専門家などからなる審議会の意見を聞く

個人情報の適切な取り扱い確保のため、これまでと同様、専門家で構成する目黒区情報公開・個人情報保護審議会に意見を聞きます。また、国の個人情報保護委員会に必要な情報提供や技術的な助言を求めています。

⑤自己情報開示請求・訂正請求・利用停止請求の開示期限は現行制度を維持

自己情報の開示請求などがあった場合、請求日の翌日から14日以内(訂正・利用停止請求は19日以内)に開示等の決定をします(決定までの期間を延長することあり)。必要書類などの詳細は、区HP(コード②)をご覧ください。また、請求費用は無料ですが、これまでと同様に複写や郵送料は実費負担が必要です。



切り替え前と切り替え後の相違点

	切り替え前 (3月まで)	切り替え後 (4月から)
①根拠になる法令	目黒区個人情報保護条例	個人情報保護法
②監視・監督機関	目黒区	国の個人情報保護委員会
③個人情報の保有状況記録	作成	個人情報ファイル簿 法令で定める事項などを記載 ※区では法律で作成・公表の義務対象でない1,000人未満の個人情報や、1年以内に消去するものも作成・公表の対象とし透明性を高めています
	公表	個人情報登録簿を総合庁舎本館1階区政情報コーナーで公表
④自己情報の開示・訂正・利用停止請求	請求者	本人、法定代理人
	請求方法	請求書を窓口で提出

区の個人情報の取り扱いについて

適切に管理



区では情報セキュリティ基本方針等を定め、情報漏えい等の防止対策、職員の研修などを実施していきます。

利用目的を明示

●●●に
使います

個人情報を取得する際は、適切な方法により利用目的を明示します。

保有は最小限に

●●情報は
必要ないので
記録しません

保有する個人情報は、サービスの提供に必要な最小限の情報に限定します。

体制・仕組みづくり



国の個人情報保護委員会に必要な情報の提供や技術的な助言を求めするなど、適切に連携を図っていきます。また、各事業で適切に個人情報が管理されるよう、監査などを実施します。

※万が一、漏えいなどが生じた場合は、個人情報保護法の規定に基づき、国の個人情報保護委員会への届け出と本人への通知を行います